

令和6年12月13日

ベイオーク会員各位

株式会社ベイオーク

オークション規約一部改定・コーナー変更のお知らせ

会員の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、オークション規約を以下の通り、一部改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

また【検査なし売り切りコーナー】の廃止、CDレーンのセリ順を【ベイデビューコーナー】、【新鮮デビューコーナー】、【ゴールデンコーナー】の順に変更も行います。

詳しくは弊社HP (<http://www.bay-auc.com>) か下記 QR コードよりご確認をお願いいたします。

記

【改定日】令和7年1月8日より適用

1. 出品規定
 - 第4条1 1 自賠償離島用の取り扱い
 - 第5条8 検査有効期限及びプレート応談について
 2. 落札規定
 - 第2条4 名義変更について
 - 第2条7 書類確認義務について
 3. 書類・自動車税規定
 - 第2条1 特殊書類の取り扱いについて
 - 第2条2 譲渡書類の有効期限について
 - 第2条3 譲渡書類有効期限のリスト記載
 - 第6条4 譲渡書類紛失について
 - 第7条 名義変更完了通知について
 - 第8条 名義変更遅延について
 - 第10条3 名義変更保証金について
 - 第10条4 自動車税未納について
 - 第11条 二次抹消の取り扱い
 4. 裁定規定
 - 第3条1 クレーム等の受付期限 遠方地域の延長について
 - 第5条 ワンオーナー車の定義
 - 第6条 ユーザー買取車の定義
 5. クレーム関連細則一部変更
- クレーム内容やペナルティ金額等を変更しております。



以上

令和6年12月13日

ベイオーク会員各位

株式会社ベイオーク

オークション規約一部改定のお知らせ

会員の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
この度、オークション規約を以下の通り、一部改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

【改定日】令和7年1月8日より適用

改定前	改定後
<p>出品規定第4条11 自動車検査証における検査有効期限を有する（以下「検付」という）車輛については、ナンバープレートと封印（乗用車）がある車輛とします。 但し、軽自動車に限っては、検付車輛でナンバープレートが付いていないものでも出品できることとします。その場合、出品申込票に必ず「プレート後日渡し」と記載し、譲渡書類と同等の扱いと致します。尚、検付車輛が落札された場合、その出品店は、譲渡書類として自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠償」という）を落札店に譲渡しなければなりません。また、離島用の場合はその旨を申告しなければなりません。</p>	<p>出品規定第4条11 自動車検査証における検査有効期限を有する（以下「検付」という）車輛については、ナンバープレートと封印（乗用車）がある車輛とします。 但し、軽自動車に限っては、検付車輛でナンバープレートが付いていないものでも出品できることとします。その場合、出品申込票に必ず「プレート後日渡し」と記載し、譲渡書類と同等の扱いと致します。尚、検付車輛が落札された場合、その出品店は、譲渡書類として自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠償」という）を落札店に譲渡しなければなりません。また、離島用の場合はその旨を申告しなければなりません。 万が一、離島用の申告がなく権利譲渡されたものに追徴金が発生した場合には、オークション開催月の翌月末までにベイオークに申告した場合に限り精算できることとします。</p>
<p>出品規定第5条8 ベイオークは、検査有効期限が開催日を含め30日以上無い出品車輛を検無車輛として取扱います。</p>	<p>出品規定第5条8 ベイオークは、検査有効期限が開催日翌月末日以内の出品車輛を検無車輛として取扱います。 ただし出品店が車検付きとして望ましいと判断した車両は車検付き車両として出品出来るものとし</p>

	<p>ます。その際には出品票に【プレート応談】の記載が必要となります。</p> <p>また落札店が抹消を望む場合はベイオークを通じて、オークション終了後1時間以内に申告することにより出品店に抹消を依頼する事が出来るものとします。</p>
<p>落札規定第2条4</p> <p>落札店は、落札車輛の名義変更をオークション開催日の翌月末日までに完了すること。但し、出品申込票に名変期限が記入されている場合は、その期日までに名義変更を行うこと。</p>	<p>落札規定第2条4</p> <p>落札店は名義変更を法令等の定めに従い行い、ベイオークに対して通知を行うこととする。</p>
<p>落札規定第2条7</p> <p>落札店は落札した車輛の書類を確認する義務があり、不備があった場合には到着日を含め7日以内に申告すること。</p>	<p>落札規定第2条7</p> <p>落札店は落札した車輛の書類を確認する義務があり、不備があった場合には到着日を含め7日以内に申告すること（電子車検証のICチップ破損も含む）。</p>
<p>書類・自動車税規定第2条1</p> <p>譲渡書類は全国の陸運支局及び検査登録事務所で移転登録可能な書類であり、差し替えが可能なものとします。尚、相続移転書類・会社倒産・事業用ナンバー等の書類は受付できません。</p>	<p>書類・自動車税規定第2条1</p> <p>譲渡書類は全国の陸運支局及び検査登録事務所で移転登録可能な書類であり、再発行または差し替えが可能なものとします。尚、相続移転書類・会社倒産・事業用ナンバー等の書類は受付できません。</p> <p>ただし落札店が了承した場合に限りペナルティを支払うことにより受付できるものとします。</p>
<p>書類・自動車税規定第2条2</p> <p>譲渡書類（印鑑証明書等）の有効期限は、オークション開催日の翌月末日以上あることとします。</p> <p>万一、その譲渡書類の有効期限がオークション開催月の翌月末未満しかなかった場合、出品店は、ベイオークを通して落札店の承認を得る必要があります。さらに、落札店に対し別途定めた早期名義変更手数料を支払う義務を有します。</p>	<p>書類・自動車税規定第2条2</p> <p>譲渡書類（印鑑証明書等）の有効期限は、オークション開催日の翌月末日以上あることとします（陸運局が休日の場合は陸運局の最終営業日までのもので受け付け出来ることとします）。</p> <p>万一、その譲渡書類の有効期限がオークション開催月の翌月末未満しかなかった場合、出品店は、ベイオークを通して落札店の承認を得る必要があります。さらに、落札店に対し別途定めた早期名義変更手数料を支払う義務を有します。</p>
<p>書類・自動車税規定第2条3</p> <p>出品申込票に名義変更期限を記載する場合は開催日を含めて20日以上あるものとします。</p> <p>尚、この場合、出品店の理由によりその譲渡書類</p>	<p>書類・自動車税規定第2条3</p> <p>出品申込票に書類有効期限（出品申込書にて名変期限と記載も含む）を記載する場合は開催日を含めて15日以上ある事とします。</p>

<p>がベイオークに到着することが著しく遅れた場合、ベイオークは、その有効期限を無効とすることができます。</p>	<p>ただし開催日を含めて4日以内にベイオークに譲渡書類を提出しなければいけません。 万が一提出が遅れた場合は書類有効期限を5日延長する事とし、ベイオークに到着することが著しく遅れた場合は、その有効期限を無効とします。</p>
<p>書類・自動車税規定第6条4 落札店が譲渡書類を紛失した、もしくは盗難された場合、落札店は別途定めたペナルティーを支払うものとします。但し、自賠責保険の再発行には応じない事とします。</p>	<p>書類・自動車税規定第6条4 落札店が譲渡書類を紛失した、もしくは盗難された場合、発送日を含めて6か月以内に申告することにより出品店に対してペナルティーを支払い再発行依頼を出来るものとします。 但し、自賠責保険の再発行には応じない事とします。</p>
<p>書類・自動車税規定第7条 名義変更期限月の翌月5日までに名義変更完了後のコピーをベイオークに提出しなければいけません。 万一、提出が期限を過ぎた場合は、ベイオークにて現在登録証明の発行処理を行い、確認するものとします。なお、その際は落札店に別途手数料を請求します。</p>	<p>書類・自動車税規定第7条 落札店は開催翌月末日（書類有効期限の指定がある場合はその期日）までに名義変更完了の通知を車検証等の写しによりベイオークに提出しなければいけません。 名義変更完了の通知が提出期限の翌日から5日目まででない場合、ペナルティーを請求します。 なお名義変更遅延のペナルティーが発生した場合はこの限りではありません。 またベイオークは通知が無い場合、現在登録証明の発行処理を行い確認するものとします。 なお、その際は落札店に別途手数料を請求します。</p>
<p>書類・自動車税規定第8条 名義変更が期日内に完了していない場合は、名義変更遅延ペナルティーとして、別途定める金額を加算するものとします。又、差替えが発生した場合、同時に差替えペナルティーも徴収いたします。但し、出品店の都合による譲渡書類の引渡しの遅れ、もしくは差替え処理が長期にわたった場合は、ベイオークの判断により名義変更遅延ペナルティーを考慮するものといたします。</p>	<p>書類・自動車税規定第8条 名義変更が開催翌月末日（書類有効期限の指定がある場合はその期日）までに完了していない場合は、名義変更遅延ペナルティーを請求します。 又、差替えが発生した場合、同時に差替えペナルティーも徴収いたします。但し、出品店の都合による譲渡書類の引渡しの遅れ、もしくは差替え処理が長期にわたった場合は、ベイオークの判断により名義変更遅延ペナルティーを考慮するものといたします。</p>
<p>書類・自動車税規定第10条3 軽自動車については、名義変更保証金として落札店より15,000円をお預かりさせていただきます。保証金については、落札店がベイオークに名義変</p>	<p>書類・自動車税規定第10条3 軽自動車については、名義変更保証金として落札店より15,000円をお預かりさせていただきます。保証金については、落札店がベイオークに名義変</p>

<p>更完了後のコピーを提出した後、落札店に全額返金いたします。但し、名義変更完了後のコピー提出が提出期限を過ぎた場合は、落札店は返金請求できないものとしします。また年度を超えて登録された場合、名義変更保証金を自動車税相当額として取り扱い年度分を出品店にお支払いいたします。</p>	<p>更完了後のコピーを提出した後、落札店に全額返金いたします。また年度を超えて登録された場合、名義変更保証金を自動車税相当額として取り扱い年度分を出品店にお支払いいたします。</p>
<p>書類・自動車税規定第10条4 車検・登録時に自動車税の未納があった場合、落札店は納税義務者に代わり滞納金を納付できるものとしします。この場合、出品店は落札店に対して自動車税滞納金を支払わなければいけません。また出品店に対して別途定めたペナルティーを請求し落札店に支払います。</p>	<p>書類・自動車税規定第10条4 車検・登録時に自動車税の未納があった場合、落札店は納税義務者に代わり滞納金を納付できるものとしします。この場合、出品店は落札店に対して自動車税滞納金を支払わなければいけません。また出品店に対して別途定めたペナルティーを請求し落札店に支払います。 ただし検査満了日が翌々月以降の車両については初回のペナルティーを免除します。</p>
<p>書類・自動車税規定第11条 移転登録後に抹消登録された場合、落札店からの申し出により還付金相当額を出品店に請求して落札店に精算します。但し、抹消登録日を含め15日以内（ベイオークの営業日のみ加算）にベイオークへ抹消登録が確認できる書類の提出の義務を有します。</p>	<p>書類・自動車税規定第11条 移転登録後に抹消登録された場合、落札店からの申し出により還付金相当額を出品店に請求して落札店に精算します。但し、抹消登録日の翌月5日までにベイオークへ抹消登録が確認できる書類の提出の義務を有します。</p>
<p>裁定規定第3条1 クレーム等の受付期限は、基本的にオークション開催日を含めた7日正午までとしします。</p>	<p>裁定規定第3条1 クレーム等の受付期限は、原則オークション開催日を含めた7日12時までとしします。 ベイオークが定めた遠方地域については開催日を含めた3日17時まで申告がある場合に限り、車両到着翌日まで延長いたします。 ただし開催日を含めて10日17時までを最長としします。</p>
<p>裁定規定第5条 1. ワンオーナーの車輛に限る。(新車保証書は無くても出品可能) 2. 検査無し車輛の出品も可能。尚、搬入・成約後の出品店名義の移転抹消は可能としします。書類有効期限付き出品も可能としします。 3. オークション日を含む3ヶ月以内であれば、</p>	<p>裁定規定第5条 ワンオーナーとは新車時から使用者が同一の車両であることとしします。または商品車登録が一度までのものとしします。 何らかの事情により第3者への名義に変更した場合は同日抹消のみ可能としします。</p>

<p>1 回まで商品登録されている車輛は出品可能とします。</p> <p>4. 搬入・成約後の出品店の所有権設定は可能とします。</p>	
<p>裁定規定第6条</p> <p>1. ユーザー名義の買取車輛に限ります。(ユーザー名義の状態が1ヶ月以上経過している事とします)</p> <p>2. オークション開催日を含む3ヶ月以内の商品登録は可能とします。 (移転抹消登録も含み搬入・成約後も可能とします)</p> <p>3. 現ユーザー・出品店名義でのオークション出品歴の無い車輛とします。</p> <p>4. 年式・走行距離は問いません。</p>	<p>裁定規定第6条</p> <p>1. 登録された日から1か月以上経過しているユーザー名義の買取車両であることとします。または商品車登録が一度までのものとします。</p>

◆ 手数料及びクレーム関連細則変更箇所抜粋

	クレーム内容	処理基準
誤記入	12 車歴(レンタカー、事業用)	減額又はペナルティー2万円+全手数料+陸送代 リース車は自家用とみなします。 (記載無は自家用扱い) 落札金額20万円以下はノーペナルティ 落札金額5万円以下は免責
	15 ワンオーナー・ユーザー 条件違反	減額またはペナルティー2万円+全手数料+陸送代 (落札金額20万円以下はノーペナルティ) 落札金額5万円以下は免責
	17 年式	減額またはペナルティー2万円+全手数料+陸送代 20万円以下または現車のほうが新しい場合はノーペナルティ
	18 年式(月違い)	3千円/月 上限2万円 20万以下は上限1万円 6か月以上はノーペナルティでキャンセル可
	19 検査期限	普通車5千円/月、軽四3千円/月 上限3万円 6か月以上はノーペナルティでキャンセル可

	20	保証書無し	保証期間内:減額またはペナルティー2万円+全手数料+陸送代 保証期間外:車両価格の3% 上限2万円 保証期間外は車両情報が確認できれば 認める事とします。
	21	取扱説明書無し(ナビ取説含む)	5千円。取説が5千円を超える場合は 取説代までとする 並行輸入車については英語版も可とします
書類	1	保証継承不可	減額又はペナルティー2万円+全手数料+陸送代
	2	早期名変手数料 (落札店が承認した場合) 落札店に承認が得られない場合 出品店は、成約日を含む 9日以内に差し替え要	2万円
	5	自動車税が未納の場合	発覚時:ペナルティー1万円 (車検残がAA開催月の翌々月以降は初回免除) 申告日翌日より7日遅延するごとに1万円
	7	譲渡書類の有効期限の 失効・書き損じ	書類1点:ペナルティー2万円+実費 上限5万円
	9	落札店が名義人に直接、 譲渡書類の差し替えや 再発行等を依頼	ペナルティー3万円+実費
	10	落札店が譲渡書類を 紛失・盗難	書類1点:ペナルティー5万円+実費 上限10万円
	12	名義変更コピーの確認が 期限を過ぎた	ペナルティー1万円 以降7日ごとに1万円 現在登録証明発行費用5千円
	13	特殊書類の受領	ペナルティー2万円
その他	3	プレート外し忘れ・代行抹消等	プレート返却:5千円+郵送代 代行抹消:5千円

以上

2025年1月初荷AAから 規約変更

- 変更内容ピックアップ -

出品

「プレート応談」開始!

検査期限が開催日翌月末日以内の車両は検無しとなりますが、「プレート応談」記載で検付きで出品可能。落札店様はAA終了後1時間以内に申告する事で抹消依頼可能。

出品

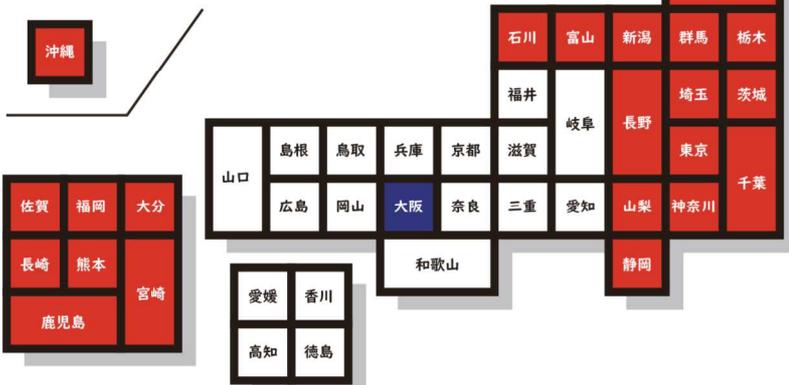
名変期限が15日以上に!

開催日を含む15日以上で名変期限を設定できます。但し、4日以内にベイオークに書類を提出。遅れた場合は名変期限が5日延長されます。著しく遅れた場合は無効。

クレーム

遠方地域はクレーム延長可!

開催日を含めた3日17時迄に申請すると車両到着翌日まで延長できるようになりました! 最長は10日17時迄です。



コーナー

ベイデビューコーナー 10時からスタート☆

CDレーンセリ順

1. ベイデビューコーナー
2. 新鮮デビューコーナー
3. ゴールデンコーナー

●評価点なし売切りコーナーは廃止

※申請には書面の提出が必要です。申請書は弊社HP/お役立ちガイド/各種書類内 または 事務局にお問合せください。

その他細かな変更・追記を行っておりますのでHPの[規約全文]またはHP/Informationの[規約改定・コーナー変更のお知らせ]にてご確認をお願いします。

規約改定・コーナー変更のお知らせ→

